

徳島市監査委員告示第2号

平成27年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成28年1月6日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	加	村	祐
同	齋	藤	智

徳島市監査委員 殿

徳島市長 原 秀 樹

平成27年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成27年12月1日報告分）に基づく措置状況

財政部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 支出事務 支出負担行為書において、決裁権者が適正でないものがあった。	1 支出事務 当該支出負担行為書については、直ちに補正を行いました。今後は事務決裁規程に基づき、適正に処理します。
2 契約事務 契約締結の決裁は受けているが、契約書に徳島市長の押印がされていないものがあった。 一般競争入札において、徳島市契約規則に定める資格審査、公告手続が適正でないものがあった。 不用品の売却において、契約書又は契約の履行に必要な要件を記載した書面が作成されていないものがあった。	2 契約事務 当該契約書については、直ちに補正を行いました。今後は地方自治法等に基づき、適正に処理します。 今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理します。 今後は徳島市契約規則に基づき、適正に処理します。
3 財産管理事務 公有財産台帳と公有財産異動増減報告書の整合性がないものがあった。	3 財産管理事務 当該台帳については、直ちに補正を行いました。報告書については、公有財産規則に基づき、適正に処理します。